

## しんきん純金積立

毎月の積立金額を月中の営業日数で割った金額で、毎営業日一定金額ずつ金を購入し、コツコツと積立てます。購入した金は、いつでも換金やお引き出しができます。

令和3年7月1日現在

1. 商品名	・ しんきん純金積立
2. 販売対象	・ 個人
3. 期間	・ 1年間（1年経過後毎年自動継続）
4. 金の購入 (1) 購入価格 (2) 購入方法  (3) 毎月の購入金額  (4) 購入代金のお支払い (5) 購入金額の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当金庫店頭販売価格（当日の初回発表価格）</li> <li>・ 購入代金をお支払いいただいた月の翌月の毎営業日（業務委託先の休業日は除く）に、当金庫の店頭販売価格にて一定金額ずつ金を購入します。（端数は毎月の購入第1日目で調整します。）</li> <li>・ 3,000円以上1,000円単位</li> <li>・ 年2回1,000円以上1,000円単位で増額可能</li> <li>・ 毎日の購入量はグラム単位小数点以下第5位まで</li> <li>・ 毎月17日（当金庫休業日の場合は翌営業日）に購入代金をお客様の指定口座（ご本人様名義に限ります）から自動引落します。</li> <li>・ 毎月5日（当金庫休業日の場合は翌営業日）に締切り、締切月の翌月引き落とし分から変更します。（変更依頼書を徴求します）</li> </ul>
5. 金の保管	・ 購入した金は当金庫が保護預かりします。
6. 金の引き出し方法 (1) 金地金の引き出し (2) 売却  (3) 金貨との等価交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入した金は、売却、金貨との等価交換、金地金として引き出すことが可能です。</li> <li>・ 100g以上100g単位でお引き出しができます。（100g未満の現物は換金扱いとなります）</li> <li>・ 売却依頼日（業務委託先の休業日は除く）に前日までの金の積立残高の範囲内で売却できます（金の一部売却可能）。</li> <li>・ 売却代金は、依頼日から起算して5営業日目にお客様の指定口座へ振込みます。</li> <li>・ 売却価格は、売却依頼日の当金庫店頭買取価格によります。</li> <li>・ 業務委託先が提供するメイプルリーフ金貨との等価交換ができます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">* 金地金のお引き出し及び等価交換の場合は登録のご住所へ郵送します。</p>
7. 金の積立残高報告	・ 購入内容、累積購入量の報告書を年2回（4月・10月）送付します。
8. 税金	・ 金の売買には消費税が課税されます。なお、売却時に利益が発生した場合の税金につきましては、最寄の所轄税務署等へお尋ねください。
9. 手数料 (1) 年間手数料 (2) 購入委託手数料  (3) 金地金引出手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 880円（消費税込）…初回購入代金支払い時に、指定預金口座から自動引落しします。（以降毎年同月17日…当金庫休業日の場合は翌営業日）</li> <li>・ 購入金額1,000円につき月額31円（消費税込）…毎月17日（当金庫休業日の場合は翌営業日）に指定預金口座から自動引落しします。ただし年2回増額分の手数料は、必要ありません。</li> <li>・ 500g未満の金地金を引き出す場合には、100gあたり5,500円（消費税込）の手数料がかかります。</li> </ul>
10. 金地金送付料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金地金送付料2,200円（消費税込・保険付）をご負担いただきます。</li> <li>・ 金貨との等価交換の場合には送付料はかかりません。</li> </ul>

11. 金価格の情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>
12. 預金保険の付保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険の対象外です。</li> </ul>
13. 苦情処理措置・紛争解決処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03 - 3913 - 1158）にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置…東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。        なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・純金積立は金の現物を購入し積立していくものです。元本保証や利息のつく商品ではありません。</li> <li>・相場動向如何によって、金価格は変動します。</li> <li>・お申込みには預金通帳（普通預金）とお届け印が必要です。</li> <li>・業務委託先：三菱マテリアル株式会社／ロンドン金市場公認熔解検定業者</li> </ul>